

## 計算書類に対する注記(法人全体用)

### 1. 継続事業の前提に関する注記

- ・特に該当なし

### 2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・原則として、本部以外の拠点区分では有価証券を保有しない
  - ・万一、本部以外の拠点区分が有価証券を保有する場合は、経理規程第40条に基づき行うものとする
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物、車両運搬具並びに器具及び備品等は定額法により減価償却を実施する
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による
- (3) 引当金の計上基準
  - ・他の拠点に合わせる
  - ・賞与引当金は、翌期の6月に支給する予定の賞与につき、当該年度の負担部分について概算計上する
  - ・徴収不能引当金は、原則として毎会計年度末において徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する

### 3. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

### 4. 法人で採用する退職給付制度

- ・確定給付企業年金制度(京都社会福祉事業企業年金基金)にかかる取扱い規程に定める給付制度並びに独立行政法人福祉医療機構が定める社会福祉施設職員等退職手当共済制度

### 5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

- ・当法人において作成する計算書類等は以下のとおりになっている
  - (1) 法人全体の計算書類(第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
  - (2) 事業区分別内訳表(第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
  - (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
  - (4) 当法人では収益事業を実施していないため、拠点区分別内訳表は作成していない
  - (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
    - ア 本部拠点(社会福祉事業)
      - 「本部サービス」
    - イ 聖ヨゼフ整肢園拠点(社会福祉事業)
      - 「聖ヨゼフ整肢園・医療事業」
      - 「医療型障害児入所施設」
      - 「短期入所」
    - ウ 麦の穂学園拠点(社会福祉事業)
      - 「措置」
      - 「医療型障害児入所施設」
      - 「療養介護」
      - 「短期入所」
      - 「麦の穂学園・医療事業」
    - エ ひばり学園拠点(社会福祉事業)
      - 「福祉型児童発達支援」

## 計算書類に対する注記(法人全体用)

- オ 生活介護くぬぎ拠点(社会福祉事業)  
「くぬぎ」
- カ 地域生活支援事業拠点(社会福祉事業)  
「地域生活支援事業」
- キ 計画相談支援事業拠点(社会福祉事業)  
「楓」
- ク ひばり相談支援事業拠点(社会福祉事業)  
「ひばり学園」

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	121,585,626	0	29,950,903	91,634,723
合 計	121,585,626	0	29,950,903	91,634,723

## 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

## 8. 担保に供している資産

・該当なし

## 9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,329,649,899	1,238,015,176	91,634,723
建物	674,510,150	262,731,862	411,778,288
構築物	5,160,000	1,259,998	3,900,002
機械及び装置	87,607,269	76,359,503	11,247,766
車両運搬具	25,184,952	25,184,944	8
器具及び備品	199,807,332	167,984,773	31,822,559
有形リース資産	6,901,200	6,901,199	1
ソフトウェア	4,211,020	2,803,592	1,407,428
建物附属設備	72,389,450	37,715,709	34,673,741
合計	2,405,421,272	1,818,956,756	586,464,516

## 10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・該当なし

## 11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・期末時点で満期保有目的の債権は保有していない

## 12. 関連当事者との取引の内容

・該当なし

計算書類に対する注記(法人全体用)

13. 重要な偶発債務

・該当なし

14. 重要な後発事象

・該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

## 計算書類に対する注記(法人本部拠点)

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・原則として、本部以外の拠点区分では有価証券を保有しない
  - ・万一、本部以外の拠点区分が有価証券を保有する場合は、経理規程第40条に基づき行うものとする
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物、車両運搬具並びに器具及び備品等は定額法により減価償却を実施する
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金は、平成27年10月確定給付企業年金制度への移行に伴い、平成30年3月末をもって計上不要となった。
  - ・賞与引当金は、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当該会計年度に帰属する金額を賞与引当金に計上する。
  - ・徴収不能引当金は、原則として毎会計年度末において徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する

### 2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

- ・確定給付企業年金制度(京都社会福祉事業企業年金基金)にかかる取扱い規程に定める給付制度並びに独立行政法人福祉医療機構が定める社会福祉施設職員等退職手当共済制度

### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

- ・法人本部拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- ・サービス区分が単一の為、別紙3(⑪)及び別紙3(⑩)は作成せず

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	121,585,626	0	29,950,903	91,634,723
合計	121,585,626	0	29,950,903	91,634,723

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・該当なし

## 計算書類に対する注記(法人本部拠点)

## 7. 担保に供している資産

・該当なし

## 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,329,649,899	1,238,015,176	91,634,723
建物	674,352,230	262,573,943	411,778,287
構築物	3,900,000	0	3,900,000
機械及び装置	6,890,000	485,833	6,404,167
器具及び備品	662,310	178,239	484,071
ソフトウェア	333,900	333,899	1
建物附属設備	32,256,400	11,673,896	20,582,504
合計	2,048,044,739	1,513,260,986	534,783,753

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・該当なし

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・期末時点で満期保有目的の債権は保有していない

## 11. 関連当事者との取引の内容

・該当なし

## 12. 重要な偶発債務

・該当なし

## 13. 重要な後発事象

・該当なし

## 14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

## 計算書類に対する注記(聖ヨゼフ整肢園拠点区分用)

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・原則として、本部以外の拠点区分では有価証券を保有しない
  - ・万一、本部以外の拠点区分が有価証券を保有する場合は、経理規程第40条に基づき行うものとする
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物、車両運搬具並びに器具及び備品等は定額法により減価償却を実施する
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
    - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金は、平成27年10月確定給付企業年金制度への移行に伴い、平成30年3月末をもって計上不要となった。
  - ・賞与引当金は、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当該会計年度に帰属する金額を賞与引当金に計上する。
  - ・徴収不能引当金は、原則として毎会計年度末において徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する

## 2. 重要な会計方針の変更

- ・特になし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・確定給付企業年金制度(京都社会福祉事業企業年金基金)にかかる取扱い規程に定める給付制度並びに独立行政法人福祉医療機構が定める社会福祉施設職員等退職手当共済制度

## 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている
  - (1) 聖ヨゼフ整肢園拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
  - (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))
    - ア 聖ヨゼフ整肢園・医療事業
    - イ 医療型障害児入所施設
    - ウ 短期入所
  - (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))
    - ア 聖ヨゼフ整肢園・医療事業
    - イ 医療型障害児入所施設
    - ウ 短期入所

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・拠点区分では基本財産の保有はしていない

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・特になし

## 計算書類に対する注記(聖ヨゼフ整肢園拠点区分用)

## 7. 担保に供している資産

・該当なし

## 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)			
建物	157,920	157,919	1
構築物	260,000	259,999	1
機械及び装置	46,041,015	44,513,645	1,527,370
車両運搬具	7,504,430	7,504,427	3
器具及び備品	126,469,278	108,232,669	18,236,609
ソフトウェア	3,050,920	1,877,583	1,173,337
有形リース資産	6,901,200	6,901,199	1
建物附属設備	30,983,050	17,038,814	13,944,236
合計	221,367,813	186,486,255	34,881,558

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・該当なし

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・拠点区分では満期保有目的の債券は保有していない

## 11. 重要な後発事象

・該当なし

## 12. 関連当事者との取引

・該当なし

## 13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

## 計算書類に対する注記(麦の穂学園拠点区分用)

## 1. 重要な会計方針

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・原則として、本部以外の拠点区分では有価証券を保有しない
- ・万一、本部以外の拠点区分が有価証券を保有する場合は、経理規程第40条に基づき行うものとする

## (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、車両運搬具並びに器具及び備品等は定額法により減価償却を実施する
- ・リース資産
  - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による
  - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による

## (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金は、平成27年10月確定給付企業年金制度への移行に伴い、平成30年3月末をもって計上不要となった。
- ・賞与引当金は、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当該会計年度に帰属する金額を賞与引当金に計上する。
- ・徴収不能引当金は、原則として毎会計年度末において徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する

## 2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・確定給付企業年金制度(京都社会福祉事業企業年金基金)にかかる取扱い規程に定める給付制度並びに独立行政法人福祉医療機構が定める社会福祉施設職員等退職手当共済制度

## 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている
  - (1) 麦の穂学園拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
  - (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))
    - ア 措置
    - イ 医療型障害児入所施設
    - ウ 療養介護
    - エ 短期入所
    - オ 麦の穂学園・医療事業
  - (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))
    - ア 措置
    - イ 医療型障害児入所施設
    - ウ 療養介護
    - エ 短期入所
    - オ 麦の穂学園・医療事業

## 計算書類に対する注記(麦の穂学園拠点区分用)

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

・拠点区分では基本財産の保有はしていない

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

## 7. 担保に供している資産

・該当なし

## 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)			
機械及び装置	28,412,254	25,096,028	3,316,226
車両運搬具	6,370,430	6,370,428	2
器具及び備品	65,231,573	53,130,090	12,101,483
ソフトウェア	826,200	592,110	234,090
建物附属設備	9,150,000	9,002,999	147,001
合計	109,990,457	94,191,655	15,798,802

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・該当なし

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・拠点区分では満期保有目的の債券は保有していない

## 11. 重要な後発事象

・該当なし

## 12. 関連当事者との取引

・該当なし

## 13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

## 計算書類に対する注記(ひばり学園拠点区分用)

## 1. 重要な会計方針

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・原則として、本部以外の拠点区分では有価証券を保有しない
- ・万一、本部以外の拠点区分が有価証券を保有する場合は、経理規程第40条に基づき行うものとする

## (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、車両運搬具並びに器具及び備品等は定額法により減価償却を実施する
- ・リース資産
  - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
  - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による
  - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
  - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による

## (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金は、平成27年10月確定給付企業年金制度への移行に伴い、平成30年3月末をもって計上不要となった。
- ・賞与引当金は、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当該会計年度に帰属する金額を賞与引当金に計上する。
- ・徴収不能引当金は、原則として毎会計年度末において徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する

## 2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・確定給付企業年金制度(京都社会福祉事業企業年金基金)にかかる取扱い規程に定める給付制度並びに独立行政法人福祉医療機構が定める社会福祉施設職員等退職手当共済制度

## 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

- ・ひばり学園拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- ・サービス区分が単一の為、別紙3(⑪)及び別紙3(⑩)は作成せず

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・拠点区分では基本財産の保有はしていない

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・該当なし

## 計算書類に対する注記(ひばり学園拠点区分用)

## 7. 担保に供している資産

・該当なし

## 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)			
構築物	1,000,000	999,999	1
器具及び備品	4,209,250	4,209,233	17
合計	5,209,250	5,209,232	18

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・該当なし

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・拠点区分では満期保有目的の債券は保有していない

## 11. 重要な後発事象

・該当なし

## 12. 関連当事者との取引

・該当なし

## 13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

## 計算書類に対する注記(くぬぎ拠点区分用)

## 1. 重要な会計方針

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・原則として、本部以外の拠点区分では有価証券を保有しない
- ・万一、本部以外の拠点区分が有価証券を保有する場合は、経理規程第40条に基づき行うものとする

## (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、車両運搬具並びに器具及び備品等は定額法により減価償却を実施する
- ・リース資産
  - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による
  - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による

## (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金は、平成27年10月確定給付企業年金制度への移行に伴い、平成30年3月末をもって計上不要となった。
- ・賞与引当金は、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当該会計年度に帰属する金額を賞与引当金に計上する。
- ・徴収不能引当金は、原則として毎会計年度末において徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する

## 2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・確定給付企業年金制度(京都社会福祉事業企業年金基金)にかかる取扱い規程に定める給付制度並びに独立行政法人福祉医療機構が定める社会福祉施設職員等退職手当共済制度

## 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

- ・生活介護くぬぎ事業拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- ・サービス区分が単一の為、別紙3(⑪)及び別紙3(⑩)は作成せず

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・拠点区分では基本財産の保有はしていない

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・該当なし

## 7. 担保に供している資産

- ・該当なし

## 計算書類に対する注記(くぬぎ拠点区分用)

## 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)			
機械及び装置	6,264,000	6,263,997	3
車両運搬具	11,310,092	11,310,089	3
器具及び備品	3,234,921	2,234,542	1,000,379
合計	20,809,013	19,808,628	1,000,385

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・該当なし

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・拠点区分では満期保有目的の債券は保有していない

## 11. 重要な後発事象

・該当なし

## 12. 関連当事者との取引

・該当なし

## 13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

## 計算書類に対する注記(地域生活支援事業拠点区分用)

## 1. 重要な会計方針

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・原則として、本部以外の拠点区分では有価証券を保有しない
- ・万一、本部以外の拠点区分が有価証券を保有する場合は、経理規程第40条に基づき行うものとする

## (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、車両運搬具並びに器具及び備品等は定額法により減価償却を実施する
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

## (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金は、平成27年10月確定給付企業年金制度への移行に伴い、平成30年3月末をもって計上不要となった。
- ・賞与引当金は、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当該会計年度に帰属する金額を賞与引当金に計上する。
- ・徴収不能引当金は、原則として毎会計年度末において徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する

## 2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・確定給付企業年金制度(京都社会福祉事業企業年金基金)にかかる取扱い規程に定める給付制度並びに独立行政法人福祉医療機構が定める社会福祉施設職員等退職手当共済制度

## 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

- ・地域生活支援事業拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- ・サービス区分が単一の為、別紙3(⑪)及び別紙3(⑩)は作成せず

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・拠点区分では基本財産の保有はしていない

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・該当なし

## 7. 担保に供している資産

- ・該当なし

## 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・該当なし

計算書類に対する注記(地域生活支援事業拠点区分用)

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・拠点区分では満期保有目的の債券は保有していない

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. 関連当事者との取引

・該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

## 計算書類に対する注記(かえで事業拠点区分用)

## 1. 重要な会計方針

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・原則として、本部以外の拠点区分では有価証券を保有しない
- ・万一、本部以外の拠点区分が有価証券を保有する場合は、経理規程第40条に基づき行うものとする

## (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、車両運搬具並びに器具及び備品等は定額法により減価償却を実施する
- ・リース資産
  - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
  - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

## (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金は、平成27年10月確定給付企業年金制度への移行に伴い、平成30年3月末をもって計上不要となった。
- ・賞与引当金は、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当該会計年度に帰属する金額を賞与引当金に計上する。
- ・徴収不能引当金は、原則として毎会計年度末において徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する

## 2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・確定給付企業年金制度(京都社会福祉事業企業年金基金)にかかる取扱い規程に定める給付制度並びに独立行政法人福祉医療機構が定める社会福祉施設職員等退職手当共済制度

## 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

- ・計画相談支援事業拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- ・サービス区分が単一の為、別紙3(⑪)及び別紙3(⑩)は作成せず

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・拠点区分では基本財産の保有はしていない

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・該当なし

## 7. 担保に供している資産

- ・該当なし

## 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・該当なし

計算書類に対する注記(かえで事業拠点区分用)

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・拠点区分では満期保有目的の債券は保有していない

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. 関連当事者との取引

・該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

## 計算書類に対する注記(ひばり相談事業拠点区分用)

## 1. 重要な会計方針

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・原則として、本部以外の拠点区分では有価証券を保有しない
- ・万一、本部以外の拠点区分が有価証券を保有する場合は、経理規程第40条に基づき行うものとする

## (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、車両運搬具並びに器具及び備品等は定額法により減価償却を実施する
- ・リース資産
  - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
  - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

## (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金は、平成27年10月確定給付企業年金制度への移行に伴い、平成30年3月末をもって計上不要となった。
- ・賞与引当金は、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当該会計年度に帰属する金額を賞与引当金に計上する。
- ・徴収不能引当金は、原則として毎会計年度末において徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する

## 2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・確定給付企業年金制度(京都社会福祉事業企業年金基金)にかかる取扱い規程に定める給付制度並びに独立行政法人福祉医療機構が定める社会福祉施設職員等退職手当共済制度

## 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

- ・計画相談支援事業拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- ・サービス区分が単一の為、別紙3(⑪)及び別紙3(⑩)は作成せず

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・拠点区分では基本財産の保有はしていない

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・該当なし

## 7. 担保に供している資産

- ・該当なし

## 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・拠点区分では満期保有目的の債券は保有していない

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. 関連当事者との取引

・該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし